

平成28年2月29日

府中市長 高野 律雄 様

府中市障害者等地域自立支援協議会
会長 河井 文

府中市における障害を理由とする差別の解消の推進
に関する対応要領（案）について

障害者権利条約が批准、発効されてから2年が過ぎ、本年4月1日より、障害者差別解消法が施行されます。この障害者差別解消法の基本方針に基づき国は各省庁の対応要領を定め、所管する分野に対しては、対応指針が策定されているところです。地方公共団体においては、職員が適切に対応するために必要な要領（以下、「対応要領」と言います。）の策定に努めることとされています。

府中市においても、“みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち”の実現を目指し、障害があってもなくても一人ひとりが尊重され、輝ける社会となるよう府中市が率先して取り組むことが望まれます。

このため府中市障害者等地域自立支援協議会では、今期の協議会において、「障害者差別解消法対応部会」を設置し、協議を重ね、『対応要領（案）』を作成いたしました。障害者差別解消法は、障害による差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を提供することとしています。具体的な事例については、『対応要領（案）』の別紙1及び別紙2に記載しておりますので、障害者差別解消の推進に努めていただきたいと存じます。

また、以前より、様々なご配慮をさせていただいておりますが、例えば、職員採用の際になお一層の合理的配慮をさせていただくことや、職員の研修の際に障害当事者や家族を招聘して、より理解を深めていただくなど、更なる工夫をしていただければ幸いです。

そして、府中市職員のみならず、広く府中市民や事業者にも広めていただくことで、より良い社会の構築につながると考えております。

府中市におかれましては、この、『対応要領（案）』を積極的に取り入れていただき、今後の市政運営に反映していただくことを期待しております。